

鳥獣の捕獲等を行う場合

狩猟者の皆様へ

去る平成30年11月20日、北海道森林管理局石狩森林管理署管内の恵庭市国有林において、エゾシカ狩猟中のハンターがエゾシカと誤って石狩森林管理署職員に猟銃を向け発砲し、死亡させるとの大変痛ましい災害が発生しました。

今回の事故は、矢先の確認が十分行われない発砲であったものであり、森林内で作業する林業関係者にとっては大変重大な事故と受け止めており、二度とあってはならない事故です。

狩猟者の皆様におかれましては、狩猟にあたっては、矢先の安全確認を十分に行うなど、関係法令の遵守はもとより、下記の「安全のための遵守事項」を再確認していただき、事故の防止に万全の注意を払いこのような事故が発生することのないようお願いします。

[安全のための遵守事項（リンク）（PDF：137KB）](#)

鳥獣の捕獲等を目的とする場合の手続き

- 鳥獣の捕獲等（銃器を使用しない場合も含む。）を目的として国有林野へ入林する方は、原則、入林しようとする7業務日以前の勤務時間内に、管轄する森林管理署長、森林管理署支署長（以下「森林管理署長等」という。）に下記様式に定める入林届を提出してください。また、団体（2人以上）で届け出る場合は構成員名簿（入林の目的毎に別様式）も併せて提出してください。
- 森林管理署長等は、入林届を受理したときは、当該入林届の記載内容を確認し、記載内容に不備等がなければ接受印を押印し届出者へ返送します。なお、不備等があった場合は、内容の修正をお願いする場合がありますので、連絡先の記入漏れがないようよろしくお願いいたします。
- 下記、入林届の様式、鳥獣の捕獲等を目的として国有林に入林する者の立入禁止区域（具体的には森林管理署等が作業を行う予定区域及びその周辺区域を明示した図面（以下「立入禁止区域図」という。）や、安全のための遵守事項は、管轄する森林管理署等のホームページ若しくは直接配布を行っているので必ずご確認ください。
- 入林届の受理後、森林管理署長等から必要に応じて、届出者に対して安全上必要な注意事項を指示する場合がありますので、指示があった場合は遵守願います。
- 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、注意喚起看板「野生鳥獣の捕獲等実施中入林時注意(PDF：27KB)」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。
- 入林の目的が狩猟の場合、狩猟者の方は、標識「本流域で狩猟中(PDF：9KB)」を林道入口の立木等に掲示、標識「この場所で狩猟中(PDF：25KB)」を捕獲場所（銃による捕獲時又はわなの設置若しくは見回り時に、林道から林内に足を踏み入れる場所）の入口の立木等に掲示してください（標識の現地表示【略図】(PDF：49KB) をご参照ください）。なお、入林の目的が狩猟以外の場合についても、同様な方法による標識の現地表示のご協力をお願いします。

【標識の入手の方法】

以下の何れかの方法により入手してください。

(1) インターネット環境があってA3サイズでのカラー印刷が可能な狩猟者の方におかれましては、標識のPDFファイルをダウンロードして、A3サイズで印刷し、防水措置（ラミネートフィルム等）を施して使用してください。

(2) 標識の送付を希望される狩猟者の方におかれましては、着払いにて標識を送付させていただきます。なお、発送方法（郵送等）については、森林管理署等の選択に任せていただきたく、予めご了承ください。

(3) 森林管理署等に来署して標識の入手を希望される狩猟者の方におかれましては、平日の勤務時間内に森林管理署等へお立ち寄りください。

7. 入林届は、届出の内容に変更がない限り、同一年度内であれば一回の申請で複数回の入林が可能となっています。ただし、実際に入林する日が決まった場合は、入林する日までに日時及び場所を記載した下記様式に定める「入林連絡票」（各県内別様式）を管轄する森林管理署等にFAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。また、電話の場合は入林連絡票の内容をご連絡ください。なお、銃猟を除くわな猟等については、入林日と場所及びわなを仕掛ける位置についてご連絡ください。

8. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2に規定する指定管理鳥獣保護等事業による夜間銃猟を目的とする入林届には、「夜間猟銃作業計画」を併せて提出してください。

届出様式		
(こちらからダウンロードしてください)		
入林届 注意事項	Word形式(WORD：46KB)	PDF形式(PDF：182KB)
構成員名簿 ※団体（2名以上）で届出する場合に入林届に添付し提出		
別紙1－1 〔狩猟〕	Word形式(WORD：43KB)	PDF形式(PDF：50KB)
別紙1－2 〔有害鳥獣捕獲・個体数調整・その他〕	Word形式(WORD：20KB)	PDF形式(PDF：60KB)
別紙1－3 〔指定管理鳥獣等事業〕 「職業」欄は、事業を実施する都道府県又は国の機関が要件として求めていない場合は記載省略可。	Word形式(WORD：45KB)	PDF形式(PDF：58KB)
入林連絡票（各県内別様式） ※実際に入林する日が決まった場合に提出（連絡）		
別添1〔青森県内〕	Word形式(WORD：33KB)	PDF形式(PDF：56KB)
別添1〔岩手県内〕	Word形式(WORD：46KB)	PDF形式(PDF：59KB)
別添1〔宮城県内〕	Word形式(WORD：30KB)	PDF形式(PDF：52KB)
別添1〔秋田県内〕	Word形式(WORD：34KB)	PDF形式(PDF：56KB)
別添1〔山形県内〕	Word形式(WORD：32KB)	PDF形式(PDF：55KB)

看板・標識の様式		
別紙2 注意喚起看板「野生鳥獣の捕獲実施中」入林時注意 銃器による捕獲時に車体の側面等に掲示	PDF形式(PDF：27KB)	
別添2－1 標識「本流域で狩猟中」（A3版で印刷） 林道入口の立木等に掲示	PDF形式(PDF：9KB)	
別添2－2 標識「この場所で狩猟中」（A3版で印刷） 捕獲場所の入口の立木等に掲示	PDF形式(PDF：25KB)	
別添3 標識の現地表示 【略図】	PDF形式(PDF：49KB)	
入林に際しての遵守事項	PDF形式（PDF：137KB）	

<入林の届出方法と提出先>

- 管轄する森林管理（支）署へ郵送、持参又はメールで提出してください。
 - 提出先はこちらから(森林管理（支）署の管轄区域、立入禁止区域図及び入林届出状況等が閲覧できます。)
- ⇒ [森林管理（支）署一覧](#)

お問合せ先

計画保全部保全課
担当：企画係
ダイヤルイン：018-836-2025



[関連リンク集](#)

[林野庁
トップページへ](#)

住所：〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9番16号
電話：018-836-2014（代表）
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンクについて・著作権](#)

[免責事項](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

Copyright : TOHOKU Regional Forest Office

国有林野への入林届提出先

- ・秋田県における森林管理署・支署は、次の一覧のとおりです。
- ・「管轄区域」欄の市町村名は、各森林管理署・支署が管轄する国有林野の所在する市町村のみ記載しています。
- ・カッコ書きは2署にまたがる市町村ですので、場所を確認し、手続きをお願いします。

管轄区域	管轄署	郵便番号	TEL	FAX	メールアドレス
大館市 鹿角市 北秋田市 小坂町	米代東部森林管理署	〒017-0031 秋田県大館市上代野字中岱3-23	0186-50-6130	0186-50-6133	t_yoneshirotoubu@maff.go.jp
上小阿仁村 (北秋田市)	米代東部森林管理署 上小阿仁支署	〒018-4401 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中	0186-77-2422	0186-77-2426	t_kamikoani@maff.go.jp
能代市 男鹿市 潟上市 藤里町 三種町 八峰町 五城目町 井川町	米代西部森林管理署	〒016-0815 秋田県能代市御指南町3-45	0185-54-5511	0185-54-5514	t_yoneshiroseibu@maff.go.jp
仙北市 秋田市 大仙市 美郷町	秋田森林管理署	〒019-2601 秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	018-882-2311	018-882-2614	t_akita@maff.go.jp
横手市 羽後町 湯沢市 東成瀬村	秋田森林管理署湯沢 支署	〒012-0844 秋田県湯沢市田町二丁目6-38	0183-73-2164	0183-73-8768	t_yuzawa@maff.go.jp
由利本荘市 にかほ市	由利森林管理署	〒015-0885 秋田県由利本荘市水林439	0184-22-1076	0184-22-2274	t_yuri@maff.go.jp